No.	資料名	頁		資料内項番		資料内記載内容	意見	回答
1	提案依頼書(案)	2	3.1 3.1.3	調達対象範囲 機構側で準備するクラウド環境の仕 様策定に係る情報提供		本件にて開発したシステムの稼動環境として機構にて 準備するクラウド環境(Microsoft社提供)の設定について、稼働環境としての設定を行うために必要な情報提供を行う等支援する。	提案依頼書の記載内容を以下のとおり変更すべきであると意見いたします。 本件にて開発したシステムの稼働環境として機構または請負者が準備する クラウド環境の設定について、稼働環境としての設定を行うために必要な情報提供を行う等支援する。 〈意見/質問の理由〉 各請負者がこれまでの実績等により得意とするクラウド環境において、より効果的な次期システムの設計・開発を実施できるよう、公正な競争上の観点から記載変更すべきであると考えます。 →また、ベンダを限定することとなる(Microsoft社提供)の記載は削除すべきと考えます。	稼働環境としてのMicrosoft Azureの利用は、決定済です。 誤解が生じないように、提案依頼書(案)を修正します。 【修正文】 本件にて開発したシステムの稼動環境として、機構にて利用中のクラウド環境(Microsoft Azure)の設定について、稼働環境として必要な情報提供を行う等支援する。
							Microsoft Azureは、公衆網を経由するパブリックなクラウドサービスですので、情報管理の観点から、プライベートな環境の利用をお勧め致します。そのため、Microsoft Azureに限定しない、クラウド環境での設定支援という記載方法をお勧めします。	稼働環境としてのMicrosoft Azureの利用は、決定済です。 誤解が生じないように、提案依頼書(案)を修正します。 【修正文】 本件にて開発したシステムの稼動環境として、機構にて利用中のクラウド環境(Microsoft Azure)の設定について、稼働環境として必要な情報提供を行う等支援する。
2	提案依頼書(案)	7	6.1	事業者に係る要件	イウェ	本件業務を実施する組織・部門が、	イ、ウ、エそれぞれ冒頭に「本件業務を実施する組織・部門が、」と記載がございますが、この冒頭の文言を削除していただけないでしょうか? 〈意見/質問の理由〉 社内で本件の提案主体となる組織調整をスムーズに実施する為。	請負者内の調整は、請負者内で適切に実施願います。
3	提案依頼書(案)	7	6.1	事業者に係る要件	ウ		「本件業務を実施する組織・部門がISO/IEC27001又はJISQ27001を基準とする情報セキュリティマネジメントシステム認証を受けている、もしくは認証を受ける予定を示す事が出来る、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを確立していること。」への変更を検討頂きたい。	
4	提案依頼書(案)	8	6.1	事業者に係る要件	オ	学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事 務系システムの構築・導入実績を複数件以上有するこ	複数校での合計学生数が3000人以上の国立高等専門学校を含む高等教育機関において教務事務システムの構築・導入実績を複数件以上有すること。	複数社からのご意見を踏まえ、要件を変更します。なお、複数拠点に利用者が存在するシステムへの対応実績を追加で求めることで、今回のシステムへの対応能力を有することを判断します。 【修正文】 オ 学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を有すること。 カ 2つ以上の複数拠点を連携するシステムの構築・導入実績を有すること。
							「高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を複数件以 上有すること。」への変更を検討頂きたい。	複数社からのご意見を踏まえ、要件を変更します。なお、複数拠点に利用者が存在するシステムへの対応実績を追加で求めることで、今回のシステムへの対応能力を有することを判断します。 【修正文】 オ学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を有すること。 カ2つ以上の複数拠点を連携するシステムの構築・導入実績を有すること。

No.	資料名	頁		資料内項番		資料内記載内容	意見	回答
							3000人以上の大学、高専において3000人という人数はほぼ規模の大きな大学等の実績がある業者に限定されると考えられるので、「大学、高専等の高等教育機関においてのシステム開発、運用の実績が複数以上あること」とするという記載に変更すべきと考えます。	複数社からのご意見を踏まえ、要件を変更します。なお、複数拠点に利用者が存在するシステムへの対応実績を追加で求めることで、今回のシステムへの対応能力を有することを判断します。 【修正文】 オ学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を有すること。 カ2つ以上の複数拠点を連携するシステムの構築・導入実績を有すること。
							学生数は12000人以上に修正することをご提案いたします。	複数社からのご意見を踏まえ、要件を変更します。なお、複数拠点に利用者が存在するシステムへの対応実績を追加で求めることで、今回のシステムへの対応能力を有することを判断します。 【修正文】 オ学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を有すること。 カ2つ以上の複数拠点を連携するシステムの構築・導入実績を有すること。
							この要件は、今回の調達に関して新たに挑戦しようとする企業は入札に参加出来ないということでしょうか? 一般競争入札参加資格を有し、開発に係る要員についても有資格者の要件を充足すれば、開発は可能と思われますので、新たに挑戦しようとする企業の受けるれる何点、容認していただけますよう強く要望いたします。	複数社からのご意見を踏まえ、要件を変更します。なお、複数拠点に利用者が存在するシステムへの対応実績を追加で求めることで、今回のシステムへの対応能力を有することを判断します。 【修正文】 オ学生数が3000人以上の高等教育機関において教務事務系システムの構築・導入実績を有すること。 カ2つ以上の複数拠点を連携するシステムの構築・導入実績を有すること。
5	提案依頼書(案)	8	6.2	要員に係る要件	ア	ジメントプロフェッショナル(PMP)試験のいずれかの合格者かつ経済産業学はフキュリサ海(ITSS)にサベノプロ	「統括責任者として従事する者は、経済産業省の情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー(PM)試験、又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)試験のいずれかの合格者を有すること。」への変更を検討頂きたい。	本プロジェクトの統括責任者においては、ITSSレベル4以上に相当するスキルを有していることは必須と考えます。相当スキルを有している事を説明できることが必要です。 したがって、提案依頼書(案)のとおりとします。
							「かつ経済産業省ITスキル基準(ITSS)に基づく、プロジェクトマネジメントーシステム開発のスキル領域において、レベル4以上のスキルを有すること。」の部分が認定資格を有していることが条件でない場合はこのままで良いですが、認定資格を有していることが条件であれば削除願いたい。	本プロジェクトの統括責任者においては、ITSSレベル4以上に相当するスキルを有していることは必須と考えます。相当スキルを有している事を説明できることが必要です。 したがって、提案依頼書(案)のとおりとします。
							PMAJ(日本プロジェクトマネジメント協会)の資格制度である「プロジェクトマネジメント・スペシャリスト」は、PMの根幹プロセスをすべて網羅し、これに加えて日本の企業が持つユニークな競争力を支えるマネジメント要素を加味した資格体系となっており、左記と同等の資格を有すると考えます。したがって、左記に加えて「PMAJの資格制度である、プロジェクトマネジメント・スペシャリスト(PMS)」の追記をお願いいたします。	象とします。

No.	資料名	頁		資料内項番		資料内記載内容	意見	回答
6	提案依頼書(案)	11	10	著作権の譲渡等	ア	請負者は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するすべての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、機構に無償で譲渡するものとする。	く変更案 〉 請負者は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する全ての権利(著作	ア 請負者は、本業務成果物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)を業務委託料完済時に機構に譲渡するものとする。但し、請負者が明示した請負者又は第三者が従前より保有しているプログラムの著作権、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権は対象外とする。但し、請負者は著作権法第47条の2に従い、本件プログラムの複製物を自ら利用する為に、必要な範囲で複製及び翻案することがで
							「機構に無償で譲渡する」につきまして、「要件に応じたシステムを構築するにあたって再利用した自製のフレームワークやモジュール等および第三者所有のソフトウェアについては対象外とする」を追記願います。	ご意見を考慮し、提案依頼書(案)を修正します。 【修正文】 ア 請負者は、本業務成果物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)を業務委託料完済時に機構に譲渡するものとする。但し、請負者が明示した請負者又は第三者が従前より保有しているプログラムの著作権、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権は対象外とする。但し、請負者は著作権法第47条の2に従い、本件プログラムの複製物を自ら利用する為に、必要な範囲で複製及び翻案することができることを保証することとする。
7	提案依頼書(案)	12	11	知的財産権等	イエ	一権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者 の知的財産権等を侵害するおそれがあると機構が判	イ機構及び機構から・・・知的財産権等を侵害するおそれがあると機構が判断した場合、次の各号所定の要件をすべてみたす場合に限り、請負者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。 (1) 機構が申し立て(クレーム等含み以下同じ)を受けた日から5日以内に乙に対し申し立ての内容を通知すること。 (2) 当該侵害に関連する第三者との交渉、訴訟等に関する裁量権および紛争解決の実質的権限を請負者に与えること。 (3) 機構が請負者に対し必要な援助を行い、全面的に協力すること。 (4) 申し立ての原因について請負者の書めに帰すべき事中があること。	ご意見を考慮し、提案依頼書(案)を修正します。 【修正文】 イ機構及び機構より納品成果物の利用を許諾された者が、納品成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害したと申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害する恐れがあると機構が判断した場合、機構は速やかにこれを請負者に通知し、請負者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。 エ上記イの場合において、当該第三者からの申立てによって機構又は機構から納品成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって機構に生じた通常損害及びその他の解決に要した費用は、委託料を限度として請負者が負担するものとする。
8	基本設計書(調達 仕様書)(案)	2	2.2 (5)	新統合システム導入の基本方針 システム導入・運用等にかかる機構 全体の経費低減	1	拡張機能は、核となる「教務管理」に対してシステムカスタマイズではなくプラグインで実施する。	拡張機能の内容、および、プラグインの定義が不明確です。 拡張機能の内容を明確にして頂くとともに、プラグインについては固定せず、 SOAに基づいたサービスなども採用してください。	基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。 【修正文】 ①拡張機能は、追加時に既存機能に影響を与えないことを前提とし開発する。
9	基本設計書(調達 仕様書)(案)	3	2.2 (5)	新統合システム導入の基本方針 システム導入・運用等にかかる機構 全体の経費低減	2		指定された期間内に要件に応じたシステムを導入し、品質を担保するには、 パッケージ製品の適用(カスタマイズ)が必須と考えます。したがって左記仕 様については、削除をお勧め致します。	パッケージ製品の適用は考えておりません。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
10	基本設計書(調達 仕様書)(案)	3	2.2 (5)	新統合システム導入の基本方針 システム導入・運用等にかかる機構 全体の経費低減	4	オープンソース製品の導入にあたっては、新統合システムの利用形態・規模・要件等を十分に勘案し、類似システムでの利用実績を確認して採用する。	利用実績を確認してソースレベルでのサポートが可能なものを採用する、に 修正することをご提案いたします。	ご意見を考慮し、基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。 【修正文】 ④ベンダー固有の技術や製品仕様、開発環境に依存しないオープンソースを軸とした製品又は自製ソフトウェアをできる限り導入し、コストを削減する。オープンソース製品の導入にあたっては、新統合システムの利用形態・規模・要件等を十分に勘案し、類似システムでの導入実績のあるオープンソースの活用を前提とし、導入後のサポートが可能であることを確認して採用する。

No.	資料名	頁		資料内項番		資料内記載内容	意見	回答
11	基本設計書(調達 仕様書)(案)	7	2.4 (1)	業務の概要 新統合システムの対象となる機能		は、将来発生するであろう業務内容の変更や機能の陳 腐化等を考慮し、「学生情報統合データベース」と各種	関連システム全てのデータを統合データベースに保持すると拡張性・柔軟性を損なうため、以下に変更をお願いいたします。 「教務・入試システムに必要なデータは別途当該システム内に保持し、必要なタイミングで共通インターフェースを介して統合データベースを更新する方式とする。統合データベースに保持するデータの更新サイクルは、機構と協議の上決定すること。」	中間DBに関しては、連携するシステムの機能を阻害しない時間内に中間DBの更新が「学生情報統合データベース」に反映されること、およびデータベースに対する保守作業が二重にならないこと等で、実質的に中間DBの存在が隠蔽されていれば、性能条件を満足するための一時的な利用を良しとします。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
12	基本設計書(調達 仕様書)(案)	8	2.5	作業内容·納入成果物			成果物につきましては、機構様と協議の上決定させて頂くと認識しております。成果物名称及び概要に記載されております具体的な記載は削除いただきたくようお願い致します。	ご認識のとおり、成果物は請負者と機構が協議し決定するものです。記載の「納入成果物(例)の一覧」は、参考として想定する成果物を記載しています。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
							納品成果物については(例)と記されているため、表2については成果物名称のみの表現にとどめ、概要欄については「受託者と機構が協議の上決定し、開発計画書にて定める」に変更を希望いたします。	ご認識のとおり、成果物は請負者と機構が協議し決定するものです。記載の「納入成果物(例)の一覧」は、参考として想定する成果物を記載しています。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
13	基本設計書(調達 仕様書)(案)	9	3.1 (1) 1)	機能要件入試管理・教務管理の共通要件ユーザ管理	Ī	汎用メール送信の機能により、任意の利用者に対して メール送信が可能であること。(学籍情報や教職員情 報を元に検索し、送信先を自由に設定できること。)	誰から誰に対してのメール送信であるか、どのようなメールを想定しているかなど、仕様の詳細化をお願いいたします。	詳細設計で確認願います。
14	基本設計書(調達 仕様書)(案)	11	3.1 (1) 7)	機能要件入試管理・教務管理の共通要件カリキュラム・履修の管理		記載なし(追記)	次の1項を追加してください。 ①4学期制に対応できる拡張性を備えていること。 〈意見/質問の理由〉 一部の高等専門学校、大学などで導入が広がっています。この仕様で統合 化を進め、後で4学期制を導入すると、システムの大幅な改修が必要になる 可能性があります。当初から配慮してシステムを設計していると、データの変 更のみで対応できます。	ご意見を採用し、基本設計書(調達仕様書)(案)に以下を追加します。 【修正文】 ⑥4学期制に対応できること。
15	基本設計書(調達 仕様書)(案)	20	3.1 (3) 3)	機能要件 教務管理の個別要件 〈業務分類:準備(基本マスタ)〉 授業科目区分の登録・変更		記載なし(追記)	次の1項を追加してください。 ①授業科目に適切なコードを付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示できること(科目ナンバリングの導入)。 〈意見/質問の理由〉 各高専間でカリキュラム資産を生かしていくには、カリキュラムの管理が相互に理解しやすい体系化がなされている必要があります。科目ナンバリングが大学などでも急速に広がっています。これも後で導入すると大幅なシステムの変更が必要になります。	こ思兄を休用し、基本政司者(調達は稼者)(条川-以下を迫加しまり。
16	基本設計書(調達 仕様書)(案)	22	3.1 (3) 22)	機能要件 教務管理の個別要件 〈業務分類:準備(基本マスタ)〉 学級の登録・変更	1	高専ごとに使用する学級情報の参照、登録および項目の変更ができること。	「混合学級」への対応は不要でしょうか。	ご意見を採用し、基本設計書(調達仕様書)(案)に以下を追加します。 【修正文】 ④混合学級の対応が可能であること。
17	基本設計書(調達 仕様書)(案)	45	3.2 (3)	画面要件画面の構成について		記載なし(追記)	ユーザビリティを考慮し、学生・教員の利用については、PCサイトだけでなくマルチデバイス(スマートフォン、タブレット端末)に対応しており、利用するデバイスによりレスポンシブWebデザインで構築されていること。	本調達仕様書(案)は、必要なユーザビリティを考慮した記載となっております。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。

No.	資料名	頁		資料内項番	資料内記載内容	意見	回答
18	基本設計書(調達 仕様書)(案)	63	3.5 (1)	外部インターフェース要件 学生情報統合データベースとの連携	「図18新統合システムの位置づけ」に示す、学生情報 統合データベースと各種機能は、共通インターフェース を介して連携する拡張性・柔軟性を重視した設計等を 行うこと。	関連システム全てのデータを統合データベースに保持すると拡張性・柔軟性を損なうため、以下に変更をお願いいたします。 「教務・入試システムに必要なデータは別途当該システム内に保持し、必要なタイミングで共通インターフェースを介して統合データベースを更新する方式とする。統合データベースに保持するデータの更新サイクルは、機構と協議の上決定すること。」	中間DBに関しては、連携するシステムの機能を阻害しない時間内に中間DBの更新が「学生情報統合データベース」に反映されること、およびデータベースに対する保守作業が二重にならないこと等で、実質的に中間DBの存在が隠蔽されていれば、性能条件を満足するための一時的な利用を良しとします。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
19	基本設計書(調達 仕様書)(案)	64	3.5 (3)	外部インターフェース要件 共通インターフェースの基本仕様	機構本部が構築する「学生情報統合データベース」の 共通インターフェース基本仕様は、「別紙07」高専学生 情報統合システム」共通インターフェース定義書(第0版)」を参照すること。本インターフェースの「第0版」は、 調達仕様書のために部分的に定義する基本仕様であ り、学生情報統合データベースのサーバが稼働する 2015年9月30日までに「第1版」を公開する予定である。	共通インターフェース基本仕様の公開予定時期、公開内容に関し、修正案をご検討ください。 〈意見/質問の理由〉 公開時期が2015年9月と記載されていますが、提案金額を積算する上で、入札公告時には共通インターフェース関わる情報のご開示が必要となる為。 〈変更案〉 機構本部が構築する「学生情報統合データベース」の共通インターフェース基本仕様は、「別紙 07」高専学生情報統合システム」共通インターフェース定義書(第0版)」を参照すること。本インターフェースの「第0版」は、調達仕様書のために部分的に定義する基本仕様であり、教務事務システム、入試事務システムの各機能からコールされる共通インターフェースのインターフェースー覧、及び、基本仕様は本調達の入札公告時期までに開示する。	意見招請においては、暫定的に部分的に対応した第0版を公開していたが、本公示では「第1版」として開発対象範囲に適応した版を公開します。 基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。 【修正文】 機構本部が構築する「学生情報統合データベース」の共通インターフェース基本仕様は、「別紙07」高専学生情報統合システム」共通インターフェース定義書(第1版)」を参照すること。
20	基本設計書(調達 仕様書)(案)	65	4.2 (2)	性能要件レスポンス	新統合システムのレスポンスとして、操作(登録、検索、 指定画面、承認等)完了時点から処理(登録完了、検 索結果の表示、指定画面への遷移、承認処理の完了等)完了まで、最大3秒以内を目安とすること。但し、各 レスポンス時間はシステム設置環境内で計測した時間 とし、回線による遅延を含まないこととする。	したがって、以下に変更をお願いいたします。 「新統合システムのレスポンスとして、操作完了時点から処理完了まで、最大 3秒以内を目安とすること。ただし、このレスポンスは新統合システムを対象と	新統合システムの平常時のレスポンスとして、操作(登録、検索、指定画面、
						レスポンスに関わる性能要件に関し、修正案をご検討ください。 〈意見/質問の理由〉 調達業者の責任範囲の明確化の為。 〈変更案〉 新統合システムのレスポンスとして、操作(登録、検索、指定画面、承認等) 完了時点から処理(登録完了、検索結果の表示、指定画面への遷移、承認 処理の完了等)完了まで、最大3秒以内を目安とすること。但し、各レスポンス時間はシステム設置環境内で計測した時間とし、回線、及び、共通インターフェース、学生情報統合データベースのパフォーマンスによる遅延を含まないこととする。	ご意見を考慮し、基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。また、本要件は基盤要件検討に対する情報提供に求められるものです。 【修正文】 新統合システムの平常時のレスポンスとして、操作(登録、検索、指定画面、承認等)完了時点から処理(登録完了、検索結果の表示、指定画面への遷移、承認処理の完了等)完了まで、最大3秒以内を目安とすること。但し、大量データの検索やビーク時の操作等、平常時と異なる場合はその限りではない。パフォーマンス遅延要因が共通インターフェース、学生情報統合データベース等の機構側開発範囲にあると判明した場合、請負者は機構に対し解決のための助言・協力を実施すること。
						統合データベース、共通インターフェースを機構様が構築することを前提とした場合、教務管理システム、入試管理システムのレスポンス・稼働率・可用性は、統合データベースおよび共通インターフェースの性能や構造あるいは機構様の体制に依存することとなり、請負者のみで要件を履行することは難しいと考えますがいかがでしょうか?	新統合システムの平常時のレスポンスとして、操作(登録、検索、指定画面、 承認等)完了時点から処理(登録完了、検索結果の表示、指定画面への遷

No.	資料名	頁	資料内項番		資料内記載内容	意見	回答
21	基本設計書(調達 仕様書)(案)		信頼性要件前提条件	3	データの蓄積によるデータ量の増大や、同時複数の業 務機能実行等に伴って、著しい処理性能の低下を招か ないこと。	統合データベース、共通インターフェースを機構様が構築することを前提とした場合、教務管理システム、入試管理システムのレスポンス・稼働率・可用性は、統合データベースおよび共通インターフェースの性能や構造あるいは機構様の体制に依存することとなり、請負者のみで要件を履行することは難しいと考えますがいかがでしょうか?	ご意見を考慮し、基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。また、本要件は基盤要件検討に対する情報提供に求められるものです。 【修正文】 ③データの蓄積によるデータ量の増大や、同時複数の業務機能実行等に伴って、著しい処理性能の低下を招かないこと。開発期間内において性能低下の要因が機構側構築範囲にあると判明した場合、請負者は機構に対し解決のための助言・協力を実施すること。
22	基本設計書(調達 仕様書)(案)		信頼性要件 稼働率			た場合、教務管理システム、入試管理システムのレスポンス・稼働率・可用性 は、統合データベースおよび共通インターフェースの性能や構造あるいは機 構様の体制に依存することとなり、請負者のみで要件を履行することは難し	ご意見を考慮し、基本設計書(調達仕様書)(案)を修正します。また、本要件は基盤要件検討に対する情報提供に求められるものです。 【修正文】 請負者は本システムの稼動率が99.5%となるよう、機構の整備する環境に対し適切な助言を行うこと。
23	基本設計書(調達 仕様書)(案)		信頼性要件可用性	1)	障害によって、システムが使用不能となる事態が発生した場合、障害発生時点から概ね24時間以内に復旧できることを目安とすること。	統合データベース、共通インターフェースを機構様が構築することを前提とした場合、教務管理システム、入試管理システムのレスポンス・稼働率・可用性は、統合データベースおよび共通インターフェースの性能や構造あるいは機構様の体制に依存することとなり、請負者のみで要件を履行することは難しいと考えますがいかがでしょうか?	【修正文】
24	基本設計書(調達 仕様書)(案)	66 5.2	拡張性要件		ソフトウェアは可能な限り特定の製品・メーカに依存しない汎用的な製品を採用することとし、将来に渡り、新統合システムに対応できる技術者が市場で平易に確保できるようにすること。	パッケージ製品の適用(カスタマイズ)が必須と考えます。したがって左記仕	パッケージ製品の適用は考えておりません。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
25	基本設計書(調達 仕様書)(案)	n / I	システム中立性要件ソフトウェアの中立性		付木にかにつて下思される仏像変更、ン人ナム更以、 横郎 ミュニノ教に吐に 性中の東要者の制し 世後	指定された期間内に要件に応じたシステムを導入するには、品質を担保するには、パッケージ製品の適用(カスタマイズ)が必須と考えます。したがって左記仕様については、削除をお願いします。	パッケージ製品の適用は考えておりません。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
26	基本設計書(調達 仕様書)(案)	69 7.2	ソフトウェア構成		業務アプリケーションは、Web アプリケーションとすることを原則とするが、利便性・セキュリティ等を十分考慮すること。	利便性・セキュリティの観点から、Web アプリケーションに限定すべきでは無い、と考えます。	Webアプリケーションに限定はしていませんが、「Web アプリケーションとすることを原則」としています。提案書への記載・プレゼンなどで、「Webアプリケーション以外の活用」の優位性をご提案ください。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
27	基本設計書(調達 仕様書)(案)	70 8.4	テスト環境		受注者は、高専機構本部がシステム環境として契約し	本業件とは別に主国高等からSINETの代接続するアルと認識しております。 SINET5網内で完結するデータセンターやクラウドサービスを利用することも 可能ですので、取り扱うデータの機密性から、Microsoft Azureのようなパブ リックなクラウドサービスではなく、閉域でのクラウドサービスをご利用される	稼働環境としてのMicrosoft Azureの利用は、決定済です。単体テストまでは、本番と異なる環境での実施は良しとするが、プロトを用いた機能概要説明及び総合テスト以降については、本番と同一環境での実施をお願いします。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
						また、左記パブリッククラウドを採用された場合 ・開発・テスト期間中を含めた稼働期間中の従量課金分のご負担	単体テストまでは、本番と異なる環境での実施は良しとするが、プロトを用いた機能概要説明及び総合テスト以降については、本番と同一環境での実施をお願いします。 「Microsoft Azure」利用における諸事項は、機構で検討します。

N	. 資料名	頁		資料内項番	資料内記載内容	意見	回答
2	基本設計書(調達 仕様書)(案)	70	8.5	テスト方法及びテストの実施	_	各テスト工程は、貴機構にて構築される共通インターフェース:KOREDAを介しての機能確認、及び、貴機構側で移行したデータをもとにしたテストとなります。よって、不具合が発生した際、貴機構にても原因切り分け、及び、共通インターフェースに不具合があった場合の修正を実施していただく必要があります。各テスト工程には貴機構担当者様をアサインしていただけるという認識でよろしいでしょうか?その場合、各テストフェーズにおける貴機構の体制をご提示ください。 〈 意見/質問の理由 〉 調達業者の作業範囲の明確化の為。	処します。
2	基本設計書(調達 仕様書)(案)	73	10.2	開発方法		本案件とは別に全国高専からSINET5へ接続する予定と認識しております。 SINET5網内で完結するデータセンターやクラウドサービスを利用することも 可能ですので、取り扱うデータの機密性から、Microsoft Azureのようなパブ リックなクラウドサービスではなく、閉域でのクラウドサービスをご利用される ことをお勧めいたします。	稼働環境としてのMicrosoft Azureの利用は、決定済です。単体テストまでは、本番と異なる環境での実施は良しとするが、プロトを用いた機能概要説明及び総合テスト以降については、本番と同一環境での実施をお願いします。 したがって、基本設計書(調達仕様書)(案)のとおりとします。
3) 選定基準書(案)	3	4	価格点の評価方法 技術点の配点	価格点 = (1 - (入札価格/予定価格))× 300点	この計算式は、全体の得点構成において、以下のような現象がおき入札価格に関して、選定基準書(案)では技術点と価格点の配点割合は2:1の600点と300点となっていますが、価格点がそれ相応の評価点にならないと感じられます。そのため、入札価格の差が相応の評価点となるように調整若しくは以下の参考案の計算式が望ましいかと存じます。〈参考〉 1.上記計算式ですと0円入札でないと300点満点にはなりません。(1-(0/100))×300点=300点 2.予定価格の90%で入札した場合と80%で入札した場合とでは得点の差はわずか30点しかありません。(1-(80/100))×300点=60点(1-(90/100))×300点=30点〈参考案〉 予定価格以下の業者数=n入札価格順位=価格の最も低い方を1とした順位価格点=(300÷n)×((n+1)-入札価格順位)	価格点の評価方法として、政府調達の基準に合わせた設定としています。 したがって、選定基準書(案)のとおりとします。